

6 障害福祉サービス利用申し込みのおもな手続き

障害福祉サービス事業所の利用を希望する場合

◆生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

前年度	○利用希望者は希望する施設の見学や就業体験等を利用申込みまでに行っておく。
4月	○相談支援事業所または生活支援センター、市町役所障害福祉課等へ連絡・相談 →利用者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
5月	（市町村障害福祉課や相談支援事業者の各担当者と繋がりができ、進路選択の際の大切な情報を得ることができる。）
6月	
7月	○事業所利用希望の見込みについて学校が把握し、学校が各事業所へ8月31日までに連絡する。
8月	※就労継続B型を希望する場合、「就労アセスメント」を実施する必要があります。詳しくは市町の福祉課等へお尋ねください。
9月	○事業所利用申込み【希望する事業所（事業種別：サービス）ごとに数える。】は、3か所まで選択できる。 →市町の受付期間、9月1日から11月10日までに、「利用申込書」を各市町の障害担当窓口へ提出（この時期を過ぎても随時、市町で受け付ける。）
10月	○市町は「利用申込書（市町用）」を作成し、12月1日までに各事業所へ提出し、特別支援学校等へ申込状況を連絡する。
11月	※18歳の誕生日を過ぎると市町村は、利用希望者に対して、心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行い、障害支援区分の認定を行う。
12月	○事業所は、利用希望者についてサービス提供に係る判断を行い、12月15日までに「利用希望者名簿」により受け入れ状況を市町に連絡する。 ○事業所は、利用希望者の希望する順位を踏まえサービス提供に係る判断を行う。
1月	○事業所から連絡を受けた市町は、利用希望者にサービス提供に係る事業所の受け入れ状況を連絡するとともに、特別支援学校等へ連絡する。
2月	○利用希望者は、利用する事業所を卒業（卒業式）前に決定し、市町と事業所に連絡する。 ○サービス等利用計画の作成 →利用の決定後、サービス等利用計画案を作成。相談支援事業所の担当者が行う。
3月	○施設利用開始 →事業所から利用希望者名簿最上位者のいる市町に対して、随時連絡が行われる。市町は保護者へ連絡をし、保護者は施設の利用開始日を事業所と相談。相談支援事業所において「サービス等利用計画案」を作成後、「障害福祉サービス受給者証」を発行。利用者と事業者で利用契約を結び、施設利用を開始する。

入所施設等の利用を希望する場合

◆施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（グループホーム）

前年度	○利用希望者は希望する施設の見学や就業体験等を利用申請までに行っておく。
4月	○相談支援事業所または生活支援センター、市町役所障害福祉課等へ連絡・相談 →利用希望者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
5月	（市町障害福祉課や相談支援事業者の各担当者と繋がりができ、進路選択の際の大切な情報を得ることができる。）
6月	
7月	
8月	
9月	○施設入所の場合は、希望する施設の数に制限はないが、必ず施設を見学等して、希望する施設を絞って申込みをする ○入所希望先が決まったら、市町障害福祉担当窓口へ申込む。 ○入所施設の受付期間については、各市町の障害福祉担当窓口を確認する。
10月	○申し込みを受けた市町は、「入所調整依頼書」を作成し、入所調整委員会へ提出する。
11月	※18歳の誕生日を過ぎると市町は、利用希望者に対して、心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行い、障害支援区分の認定を行う。
12月	○入所調整委員会は、提出された「入所調整依頼書」を12月1日付けで受付し、一括して抽選を行い、入所順位を決定する。 ○入所調整委員会は、入所順位の順番で待機者名簿に登録し、管理する。施設に欠員が生じて卒業（卒業式）後の入所が見込まれる場合は、市町村を通じて待機者名簿上位の方から入所希望の確認を行い、入所対象者を決定する。
1月	
2月	
3月	○計画相談の作成 →利用の決定後、計画相談を作成。相談支援事業所の担当者が行う。 ○施設利用開始 →事業所から利用希望者名簿最上位者のいる市町村に対して、随時連絡が行われる。市町村は保護者へ連絡をし、保護者は施設の利用開始日を事業所と相談。相談支援事業所において「サービス等利用計画案」を作成後、「障害福祉サービス受給者証」を発行。利用者と事業者で利用契約を結び、施設利用を開始する。